⑤　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））又は技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」としたものに限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑥　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成26年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。

・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の実施設計

※実施設計とは次のいずれかの設計業務をいう

・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務

・国土交通省等における「詳細設計」業務

・そのほか発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が令和４年度及び令和５年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書及び工事費内訳書に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成

技術提案書の作成にあたっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。また、工事費内訳書の作成にあたっては技術提案書に対応したものとし、「入札説明書」に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査

本工事は、一次審査及び二次審査の二段階により審査を行う。

一次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた一次最終技術提案書をもって入札参加者を選定する。

二次審査では、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、交渉を踏まえ、内容を変更する場合は、最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出すること。

⑶　技術提案書の評価

技術提案書の評価項目は以下のとおりである。なお、最終技術提案書が提出された場合においては、最終技術提案書に対して評価を行う。

①　塗装塗替工の品質確保に関する工夫

②　既設構造物に対する負荷を極力小さくする仮設足場構造に関する工夫

③　大断面トラス橋の仮設足場の設置・撤去・盛替えにおける安全確保に関する工夫

④　大断面トラス橋の仮設足場における強風時の安全確保に関する工夫

⑤　足場設置期間を極力短くするための工程上の工夫

⑥　効率的な素地調整方法に関する工夫

⑷　工事費内訳書等の総額及び入札価格

詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項

⑴　入札参加者の選定

①　選定方式

ア　３⑵により入札参加希望者から提出された一次最終技術提案書の内容を３⑶に応じて評価した技術評価点の高い順に原則上位３者を選定し、入札参加者とする。なお、選定された入札参加者が辞退した場合、又は入札参加者が二次審査段階で、二次審査を辞退した場合は、技術評価点が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を選定し、入札参加者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、技術評価点が３番目となる者が２者以上あるときは、それら全者を入札参加者とする。

②　技術提案評価項目

技術提案評価項目は以下のとおりである。

ア　塗装塗替工の品質確保に関する工夫

イ　既設構造物に対する負荷を極力小さくする仮設足場構造に関する工夫

ウ　大断面トラス橋の仮設足場の設置・撤去・盛替えにおける安全確保に関する工夫

エ　大断面トラス橋の仮設足場における強風時の安全確保に関する工夫

オ　足場設置期間を極力短くするための工程上の工夫

カ　効率的な素地調整方法に関する工夫

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法

落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容を３⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

③　技術提案評価項目

技術提案評価項目は４⑴②ア～カと同様とする。

５　入札手続等

⑴　担当課　首都高速道路株式会社　東京東局総務・経理課　〒103―0015 東京都中央区日本橋箱崎町43番５号　電話：03―5640―4817（ダイヤルイン）

⑵　「入札説明書」等の交付

①　交付期間　令和６年８月５日（月）から令和６年10月３日（木）午後４時まで

②　「入札説明書」等（参加表明書及び入札説明書、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記